

「株式会社ラッシュジャパン」に係るSTEP50事業計画の申請について

1 申請要件について

(1)立地場所

当麻地区の市街化調整区域内（特定保留フレーム内）

→ 「産業集積促進地域」に該当しない。

ただし、特定保留フレーム内の土地であることから、市街化区域編入後の都市計画上の用途地域が工業系になることが明らかであれば、当該地を含むエリアについて、「企業立地等の促進が必要と認める地域」として企業立地等審査会に諮る。

(2)立地形態

市外企業の事業所の建設

→ 「新設」に該当。

(3)事業所機能

本社・工場

→ 「工場」に該当。

(4)業種

自社ブランド化粧品の製造・販売・輸出

→ 「製造業（化学工業）」に該当。

(5)投資額

不明（工場の予定規模から推測すると3億円以上の見込み）

→ おそらく該当。

(6)契約状況

不明

→ 土地、家屋及び償却資産それぞれについて契約状況の確認を要する。

なお、取得済み（契約済み、代金支払い済み等）のものは、奨励措置対象には該当しない。

※ 事業計画地内に未取得分の土地がある場合、当該土地については奨励措置対象に該当する。ただし、取得済みの土地を一度転売し、その後改めて契約しても、新規取得には当たらないため、奨励措置の対象には該当しない。

(7)納税状況

不明

→ 確認を要する。

2 認定に際しての条件について

(1)事業着手期限

事業計画認定申請書の提出から1年以内に事業着手すること。

※ 事業着手とは、土地、家屋又は償却資産の取得のための契約。

本件の場合、土地区画整理事業を前提としているため、「何」を以って事業着手とするかということになるが、基本的には「土地売買契約」「工事請負契約」の締結が事業着手となる。また、工事請負契約を「設計・測量業務」「土地造成工事」「建物建築工事」などに分割して発注することについては、事業計画上の合理的理由があれば可能である。

なお、全体的な工程スケジュールにおいて、合理的理由が無く、長期間にわたり作業を中断又は休止することは問題となる。

(2)投資額の変更

奨励措置の対象は、当初申請書において申請した投資予定額を上限とする。

(3)操業開始時期の変更

当初申請書において申請した操業開始時期から6か月を超えない範囲とする。

ただし、止むを得ないと認められる理由がある場合には、操業開始時期を一回に限り変更することができるものとする。

(4)事業の継続義務等

操業開始後、10年間事業を継続しなければならない。

また、市と企業活動等に係る協定を締結するものとする。

(5)条例、関係法令等の遵守

本条例及び事業計画遂行にあたり関係する法令等並びに事業計画の認定の際に付された条件を遵守すると共に、社会的な信用を著しく損なう行為をしないこと。

3 その他関連事項

(1) 開発許可関係

事業計画認定申請書の提出の際に、適法に開発許可が得られる見込みがあることが前提条件になるが、本件の場合、現状では市街化調整区域であるため、開発許可の見込みがあると判断できるのかが不確定であり、重要なポイントになる。

このため、申請にあたっては、土地区画整理事業の事業認可、市街化区域への編入などの見込み等、事業計画の実現可能性やスケジュールの妥当性を示すものが必要になる。

また、事業全体のスケジュールの中で、申請時における状況や、なぜこの時期（H22年2月又は3月想定）に申請する必要があるのかの説明を要する。

(2) 土地区画整理事業に係る負担

奨励措置の対象となる投下資本額は、固定資産等の取得に要した費用である。

このため、土地の「減歩」によって区画整理事業に係る経費等（公共施設用地、土地造成費等）を負担したとしても、投下資本額には含まれない。

本件の場合、投下資本額として捉えるものを可能な限り予め整理しておく必要がある。

4 参考資料について

(1) 事業計画申請内容については「企業立地等審査会に諮り」、「認定の答申」を得る必要があるが、本件については、通常提出してもらう申請書及び添付書類だけでは、十分な審査ができない。このため、次に掲げる資料の提出を求める。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ア 土地区画整理事業に関する資料 | } (概要説明書、図面、スケジュールなど) |
| イ 市街化区域編入に関する資料 | |
| ウ 開発行為に関する資料 | |
| エ その他参考となる資料（*必要に応じて指示） | |

※ 上記資料については、拠点整備課の了解のもとで、拠点整備課において作成したものを活用することは可能。

なお、申請書及び添付書類（決算書、経営計画等）の内容、ヒアリング項目（地域経済との関わり、雇用、環境、社会貢献等の取組み）など、通常の審査についても行う。

<その他>

- ・ 本件に関しては、申請書の提出前に庁内関係課による打合せ会議を開催し、事業について意見聴取する予定。
- ・ 認定の可否と共に、「現行のSTEP50」と「新STEP50」のどちらの適用が適当なのか、企業立地等審査会に諮問し、その意見を踏まえて、判断することになる。

【参考】「STEP50奨励制度」の基本的な流れ

事業者	企業立地推進室	その他
立地に係る事前相談 →	←STEP50の説明 適用要件の確認	
<対象案件の場合> 立地等事業計画の申請 →	申請の受付 (申請書類の内容確認 現地確認、ヒアリング等) 企業立地等審査会に諮問→	企業立地等審査会の 開催、審査 ↓
	事業計画認定の可否の決定 (認定の場合) ↓	←答申書
土地購入、建設工事等 の実施 ↓	←認定通知書	
竣工、操業開始 投資金額の確定 奨励措置の適用申請等 → (奨励金、不均一課税)	申請等の受付 (申請書類の内容確認 現地確認、ヒアリング等) ←交付決定通知書 奨励金支払い等の手続き→	会計課、資産税課による 書類審査 ↓
奨励金受領 ←		奨励金支払い (3年分割)
固定資産税・都市計画税 の納税 ←		不均一課税後の 納税通知書発送 (5年間)

注1) 企業立地等審査会は、学識経験者、税理士、社会保険労務士、公募委員など7名の外部委員で構成。

注2) 企業立地等審査会の審議は、原則として公開。(一般者が傍聴、閲覧できる)

注3) 認定通知書は、認定式において直接お渡しする。

注4) 認定式に際して、認定内容をプレスリリースする。

注5) 奨励措置の適用手続きは、2年目以降も同様に行う。